

第3章 報告

(特定建築物の定期報告)

- 第21条 法第12条第1項に規定する特定建築物の調査結果の報告について、省令第5条第1項の市長が定める時期は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物 令和4年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、旅館又はホテルの用途に供するもの 令和4年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (3) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供するもので、前号に掲げるもの以外のもの 令和3年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (4) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供するもの 令和5年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (5) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物 令和6年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
- 2 法第12条第1項の規定による調査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行わなければならない。
- 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により市長が付加する定期調査等(法第12条第1項に規定する調査に限る。)の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区分     |                                                  | 調査項目                              | 調査方法            | 判定基準                                  |
|--------|--------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 建築物の内部 | 常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。) | 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況 | 目視等により確認する。     | 物品が放置されていること等により常時防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。 |
|        |                                                  | 扉の取付けの状況                          | 目視等又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと。                          |
|        |                                                  | 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況                 | 目視等により確認する。     | 変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性              |

|  |                       |                  |                                                                             |                                                            |
|--|-----------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
|  |                       |                  |                                                                             | 能に支障があること。                                                 |
|  | 固定の状況                 |                  | 目視等により確認する。                                                                 | 常閉防火扉が開放状態に固定されていること。                                      |
|  | 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉 | 作動の状況            | 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。 | 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。 |
|  | 居室の換気                 | 換気設備の作動の状況       | 各階の主要な換気設備の作動を確認する。                                                         | 換気設備が作動しないこと。                                              |
|  |                       | 換気の妨げとなる物品の放置の状況 | 目視等により確認する。                                                                 | 換気の妨げとなる物品が放置されていること。                                      |

- 4 省令第5条第4項に規定する市長が定める書類は、省令第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる図書(尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。)その他市長が必要であると認める書類とする。
- 5 法第12条第1項に規定する定期報告を要する特定建築物を除却し、その用途を変更し、又はその使用を休止し、若しくは再使用するときは、2週間以内に特定建築物の除却(変更・休止・再使用)届(様式第31号)を市長に提出しなければならない。
- 6 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して3年間とする。